

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正について

このことについて、公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則を一部改正したいので、別添案を添えて請議します。

平成29年12月20日提出

教育長 平 松 直 巳

説 明

この案を提出するのは、地方独立行政法人法の一部改正等に伴い、関係規定を整備する必要があるからである。

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正の概要

1 改正の概要

地方独立行政法人法の一部改正等に伴う規定の整理等

2 改正の理由

地方独立行政法人法及び国家公務員退職手当法に基づく内閣官房令である失業者の退職手当支給規則が一部改正されたことにより、これに準じた規定及び様式の整理を併せて行うもの

また、総務事務・人事管理総合システムの統合に合わせて、職員番号が6桁から7桁に変更されることから、関係様式を対応させるもの

3 改正の内容

- (1) 地方独立行政法人法の一部改正により、この規則で引用する条項を整理する。
- (2) 失業者の退職手当支給規則の一部改正により、様式が変更されたことから、これに準じて、失業者の退職手当に係る様式の規定を整理する。
- (3) 退職手当支給内申書（様式第1号の8）、勸奨退職者調（様式第14号）及び失業者の退職手当受給資格証交付願（様式第15号）について、職員番号を記入する枠を6桁から7桁に改める。

4 施行期日

平成30年1月1日（3改正の内容の(1)については平成30年4月1日）

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十二月 日

愛知県教育委員会教育長 平松直巳

愛知県教育委員会規則第 号

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和三十年愛知県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項第一号中「第八条第三項」を「第八条第一項第五号」に改める。

様式第一号の八表、様式第十四号及び様式第十五号中

職員番号									
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

を

職員番号									
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

に改める。

1 この規則は、平成三十年一月一日から施行する。ただし、第三条の二第一項第一号の改正規定は、同年四月一日から施行する。

附 則

様式第二十九号中

⑤ 受講指示年月日	年 月 日		⑥ 受講開始年月日	年 月 日		⑦ 受講終了予定年月日	年 月 日									
⑧ 移転開始予定年月日	年 月 日		⑨ 乗車（船）の場所 （出発空港）			⑩ 下車（船）の場所 （到着空港）										
⑪ 移転する者の氏名	⑫ 生年月日	⑬ 続き柄	※鉄 道 賃				※ 船 賃		※ 航 空 賃		※ 車 賃		※ 移 転 料		※着後手当	※計
			距離	運 賃	急行料金	計	距離	運 賃	距離	運 賃	距離	支給額	距離	支給額	支給額	

を

⑤ 特定地方公共団体又は職業紹介事業者の紹介による就職の場合は、その所在地及び名称	所 在 地		所 在 地		所 在 地		所 在 地									
⑥ 受講指示年月日	年 月 日		⑦ 受講開始年月日	年 月 日		⑧ 受講終了予定年月日	年 月 日									
⑨ 移転開始予定年月日	年 月 日		⑩ 乗車（船）の場所 （出発空港）			⑪ 下車（船）の場所 （到着空港）										
⑫ 移転する者の氏名	⑬ 生年月日	⑭ 続き柄	※鉄 道 賃				※ 船 賃		※ 航 空 賃		※ 車 賃		※ 移 転 料		※着後手当	※計
			距離	運 賃	急行料金	計	距離	運 賃	距離	運 賃	距離	支給額	距離	支給額	支給額	

に改める。

2 この規則の施行の際現に改正前の公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の規定に基づいて作成されている退職手当支給内申書その他の用紙（様式第二十九号に係るものを除く。）は、改正後の公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正新旧対照表

新

(職員以外の公務員としての引き続き在職期間として計算する期間)

第三条の二 条例第七条第五項に規定する規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

一 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人(以下「地方公共団体等」という。)で、退職手当に関する規程又は退職手当の支給の基準において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人(地方独立行政法人法第八条第一項第五号に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。)、地方公社(条例第八条第一項に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいう。以下同じ。)若しくは公庫等(国家公務員退職手当法第七条の二第一項に規定する公庫等をいう。以下同じ。)(以下「一般地方独立行政法人等」という。)に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」という。)が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないうで、引き続き当該地方公共団体等の公務員となつた場合に、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員(以下「特定地方公務員」という。)が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応

旧

(職員以外の公務員としての引き続き在職期間として計算する期間)

第三条の二 条例第七条第五項に規定する規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

一 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人(以下「地方公共団体等」という。)で、退職手当に関する規程又は退職手当の支給の基準において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人(地方独立行政法人法第八条第三項に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。)、地方公社(条例第八条第一項に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいう。以下同じ。)若しくは公庫等(国家公務員退職手当法第七条の二第一項に規定する公庫等をいう。以下同じ。)(以下「一般地方独立行政法人等」という。)に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」という。)が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないうで、引き続き当該地方公共団体等の公務員となつた場合に、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員(以下「特定地方公務員」という。)が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き一般地

じ、引き続き一般地方独立行政法人又は地方公社で、退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。）に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されず、引き続き当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者となつた場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものを使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員として在職した後引き続き再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の公務員（国家公務員を除く。以下この号、第三号、第五号及び第四条の三第 三項において同じ。）として在職した後更に引き続き職員となつた場合においては、先の職員以外の公務員としての引き続き在職期間の始期から後の職員以外の公務員としての引き続き在職期間の終期までの期間

二以下略

2
略

方独立行政法人又は地方公社で、退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。）に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されず、引き続き当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者となつた場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものを使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員として在職した後引き続き再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の公務員（国家公務員を除く。以下この号、第三号、第五号及び第四条の三第 三項において同じ。）として在職した後更に引き続き職員となつた場合においては、先の職員以外の公務員としての引き続き在職期間の始期から後の職員以外の公務員としての引き続き在職期間の終期までの期間

二以下略

2
略

新

様式第1号の8 (第6条関係)

(表)

退職手当支給内申書			
任命権者 殿		年 月 日	
		退職当時の所属長職名	
		氏 名 印	
下記の者が退職したから、退職手当を支給してください。			
退職した職員	退職当時の所属学校名		氏 名
	所属コード		職員番号
	職 名		退職年月日
	退職理由	1 自己都合 2 公務外傷病 (通勤による傷病・その他) 3 公務外死亡 4 公務上傷病 5 公務上死亡 6 定 年 7 勸 奨 8 整 理 9 その他 ()	
	退職の日又はその翌日において職員以外の公務員となったことの有無		有 就職先 . 無
退職手当の支給の方法	1 直接払		
	2 口座振替	(ふりがな)金融機関の名称	銀行 支店
		預金口座の番号	普通・当座第 号
3 隔地払	支払場所		
退職手当を受ける者	(ふりがな)住所		
	(ふりがな)氏名 (死亡の場合は遺族の(ふりがな)続き柄・氏名)		

(裏) 略

(表)

退職手当支給内申書				
			年 月 日	
任命権者 殿		退職当時の所属長職名		
		氏 名	印	
下記の者が退職したから、退職手当を支給してください。				
退 職 し た 職 員	退職当時の 所属学校名		氏 名	
	所属コード		職員番号	
	職 名		退職年月日	
	退職の 理由	1 自己都合 2 公務外傷病 (通勤による傷病・その他) 3 公務外死亡 4 公務上傷病 5 公務上死亡 6 定 年 7 勸 奨 8 整 理 9 その他 ()		
	退職の日又はその翌日において職員 以外の公務員となつたことの有無		有 就職先 . 無	
退職手当の 支給の方法	1 直接払			
	2 口座振替	(ふりがな) 金融機関 の 名 称	銀行 支店	
		預金口座 の 番 号	普通・当座第 号	
3 隔地払	支払場所			
退職手当を 受ける者	(ふりがな) 所			
	(ふりがな) 氏 (死亡の場合は遺族の (ふりがな) 続き柄・氏名)			

(裏) 略

様式第14号 (第15条関係)

勸 奨 退 職 者 調					
所属学校名			氏 名		
所属コード	●	●	<u>職員番号</u>	●	●
職 名		生年月日	年 月 日	年 齡	満 歳
退職時の給料月額 (予定)	職 () 級 号給 調整数 () 円		性 別		
退職予定年月日		勤続年数			
適用条文	第 条	退職手当所要見込額	円		
退職翌日の職業 (予定)					

備考 略

様式第14号 (第15条関係)

勸 奨 退 職 者 調						
所属学校名			氏 名			
所属コード	----	----	<u>職員番号</u>	----	----	----
職 名		生年月日	年 月 日	年	齡	満 歳
退職時の給料月額 (予定)	職 () 級 号給 調整数 () 円			性	別	
退職予定年月日		勤続年数				
適用条文	第	条	退職手当 所要見込額	円		
退職翌日の職業 (予定)						

備考 略

失業者の退職手当受給資格証交付願 年 月 日				
任命権者 殿				
氏名			印	
失業者の退職手当受給資格証を交付してください。				
退職した職員	退職当時の 所属学校名		氏名	
	所属コード	<u>職員番号</u>	
	職名		男・女	
			生年月日	年 月 日
			及び年齢	年 月 日
	(郵便番号 —)			電話番号
	住所又は居所			()
	就職年月日			年 月 日
		勤続期間	年 月	
		退職年月日	年 月 日	
		退職の理由	(1) 一般受給資格	
		受給資格区分	(2) 高年齢受給資格	
退職時に支払われた 一般の退職手当の額			(3) 特例受給資格	
			円	
失業者の退職手当の算出の基礎となる給与の総額	退職の月前 6 月に支払われた給与の総額			賃金日額算定の根拠及び額
	1 給料	円	11 宿日直手当	円
	2 扶養手当	円	12 夜間勤務手当	円
	3 地域手当	円	13 休日勤務手当	円
	4 住居手当	円	14 管理職手当	円
	5 初任給調整手当	円	15 寒冷地手当	円
	6 通勤手当	円	16 定時制通信教育	円
	7 特殊勤務手当	円	手当	
	8 特勤勤務手当	円	17 産業教育手当	円
	9 へき地手当	円	18 手当	円
	10 時間外勤務手当	円	19 手当	円
合計			円	
			年 月撮影	
※ 上記のとおり相違ないことを証明する。				
年 月 日				
退職当時の所属長 職名				
氏名			印	

失業者の退職手当受給資格証交付願

年 月 日

任命権者 殿

ふりがな
氏 名

印

失業者の退職手当受給資格証を交付してください。

退職した職員	退職当時の所属学校名		氏 名			
	所属コード	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	職員番号	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●		
	職 名		男・女	生年月日 及び年齢	年 月 日	満 歳
	ふりがな 住所又は居所	(郵便番号 —)				電 話 番 号 () —
	就 職 年 月 日	年 月 日	勤続期間	年 月		
	退 職 年 月 日	年 月 日				
	退 職 の 理 由		受給資格区分	(1) 一般受給資格		
退職時に支払われた 一般の退職手当の額	円	(2) 高年齢受給資格				
		(3) 特例受給資格				
失業者の退職手当の算出の基礎となる給与の総額	退職の月前 6 月に支払われた給与の総額					賃金日額算定の根拠及び額
	1 給 料	円	11 宿日直手当	円	賃金日額	円
	2 扶養手当	円	12 夜間勤務手当	円	算定の方式	
	3 地域手当	円	13 休日勤務手当	円	写真貼付欄	
	4 住居手当	円	14 管理職手当	円	○6 月以内に撮影したものに限り。	
	5 初任給調整手当	円	15 寒冷地手当	円	○脱帽・正面・上半身	
	6 通勤手当	円	16 定時制通信教育 手当	円	(縦 3 センチメートル×横 2.5 センチメートル)	
	7 特殊勤務手当	円	17 産業教育手当	円		
	8 特勤勤務手当	円	18 手当	円		
	9 へき地手当	円	19 手当	円		
	10 時間外勤務手当	円	19 手当	円		
合 計					円	年 月撮影
※ 上記のとおり相違ないことを証明する。						
年 月 日						
退職当時の所属長 職 名						
氏 名						
印						

備考 略

新

様式第29号 (第16条の12関係)

移転費に相当する退職手当支給願															年 月 日		
任命権者 殿															退職当時の所属学校名 退職当時の職名 住所又は居所 氏 名		印
下記のとおり、移転費に相当する退職手当を請求します。																	
① 受給資格者	氏 名					受給資格証番号											
	移転前の住所又は居所																
	移転後の住所又は居所																
② 就職先の事業所	所在地																
	名称																
③ 就職決定年月日	年 月 日					※雇用期間											
④ 受講する公共職業訓練等の施設	所在地																
	名称																
⑤ <small>特定地方公共団体又は職業紹介事業者の紹介による就職の場合は、その所在地及び名称</small>	所在地																
	名称																
⑥ 受講指示年月日	年 月 日					⑦ 受講開始年月日	年 月 日					⑧ 受講終了予定年月日	年 月 日				
⑨ 移転開始予定年月日	年 月 日					⑩ 乗車(船)の場所 (出発空港)					⑪ 下車(船)の場所 (到着空港)						
⑫ 移転する者の氏名	⑬ 生年月日	⑭ 続き柄	※鉄道賃				※船賃		※航空賃		※車賃		※移転料		※着後手当	※計	
			距離	運賃	急行料金	計	距離	運賃	距離	運賃	距離	支給額	距離	支給額	支給額		
本人			キロメートル	円	円	円	キロメートル	円	キロメートル	円	キロメートル	円				円	
家族																	
※合計												キロメートル	円	円		円	
												※ 就職先の事業主から支給される就職支度費の額			円		
												※ 差引支給額			円		
(添付書類) 失業者の退職手当受給資格証																	

備考 略

様式第29号（第16条の12関係）

移転費に相当する退職手当支給願															年 月 日	
任命権者 殿												退職当時の所属学校名 退職当時の職名 住所又は居所 氏 名			印	
下記のとおり、移転費に相当する退職手当を請求します。																
① 受給資格者	氏 名											受給資格証番号				
	移転前の住所又は居所															
	移転後の住所又は居所															
② 就職先の事業所	所在地															
	名称															
③ 就職決定年月日	年 月 日	※雇用期間														
④ 受講する公共職業訓練等の施設	所在地															
	名称															
⑤ 受講指示年月日	年 月 日	⑥ 受講開始年月日	年 月 日	⑦ 受講終了予定年月日	年 月 日											
⑧ 移転開始予定年月日	年 月 日	⑨ 乗車（船）の場所 (出発空港)			⑩ 下車（船）の場所 (到着空港)											
⑪ 移転する者の氏名	⑫ 生年月日	⑬ 続き柄	※鉄道賃				※船賃		※航空賃		※車賃		※移転料		※着後手当	※計
			距離 キロメートル	運賃 円	急行料金 円	計 円	距離 キロメートル	運賃 円	距離 キロメートル	運賃 円	距離 キロメートル	支給額 円	距離 キロメートル	支給額 円	支給額 円	円
本人																
家族																
※合計												キロメートル	円	円	円	
													※ 就職先の事業主から支給される就職支度費の額		円	
													※ 差引支給額		円	
(添付書類) 失業者の退職手当受給資格証																

備考 略